

# 旅行業法施行規則の一部を改正する省令案について

平成18年6月  
旅行振興課

## I. 背景

旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第11条の2第1項の規定により選任される旅行業務取扱管理者は、旅行者に対する取引条件説明や苦情対応等、トラブルの未然防止、速やかな苦情解決に重要な役割を果たしており、旅行者保護を図るための重要な制度インフラとなっています。さらに、近年の旅行者ニーズの多様化・高度化に伴い、旅行商品の個別化が進み、旅行取引の内容も複雑化しつつある中で、引き続き旅行者保護に万全を期していく観点から、より多くの旅行業関係者に、旅行業務取扱管理者資格の取得を促していく必要性が高まっています。

そのため、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号。以下「規則」という。）の一部を改正し、旅行業務取扱管理者試験制度を見直し、試験の内容・レベルは維持しつつ、受験一部免除の範囲を拡大することで、受験者負担を軽減し、出願者数の増加を図ります。

## II. 改正の概要

規則第20条を改正し、次の各号に掲げる者を対象に、次年度に限り、それぞれ各号に掲げる科目についての受験が免除される制度を導入する予定です。

- 一 総合試験の「国内旅行実務」の科目に合格した者  
→ 次年度に総合試験を受験した場合の「国内旅行実務」の科目
- 二 総合試験の「海外旅行実務」の科目に合格した者  
→ 次年度に総合試験を受験した場合の「海外旅行実務」の科目
- 三 国内試験の「国内旅行実務」の科目に合格した者  
→ 次年度に国内試験を受験した場合の「国内旅行実務」の科目

## III. スケジュール（予定）

公布日：平成18年7月

施行日：公布日施行

（今年度の試験において「国内旅行実務」又は「海外旅行実務」の科目について合格基準に達した者を対象に、来年度の試験から適用。）